

モ、詰リ震災ニ依テ損害ヲ被タト云フコトハ、所得ノ資源ガ損害ヲ被タト云フ

ヤウナコトニ關係ガナイノデアリマス、例ヘバ勤勞所得者デアッテモ、家ヲ破壊サレタヤウナ場合ニハ矢張リ其損害ニ依テ所

得稅ノ減免ヲ受ケラレル、猶豫ヲ受ケラレルトカ云フナラバ、相續稅ノ如キ、相續財產其モノニ付テ稅ヲ納メルモノガ、財產ノ損害ニ依テ困ニテ居ルト云フヤウナ場合ニ

ハ、徵收ノ猶豫ヲセラレルノガ如何ニモ至當ノヤウニ考ヘルノデアリマスガ、其點ニ付テハ只今ノ御説明デハ少シ腑ニ落子兼ネルノデアリマスガ、モウ一度伺ヒマス

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 此點ニ付テハ前ニ酒造稅ト相續稅ノ問題ニ付テハ、是ハ

チヨット關係ガ重大デアリマス、如何デセウカ、懇談會デ一ツ速記ヲ止メテ、此問題ニ付テ政府委員カラ説明ヲ伺ッテ、委員會ノ質問ヲ済マシテシマヒタイト思フノデス

ガ、如何デセウ、政府委員ノ方ハ同意ラシテ居ルノデスガ如何デス

○馬場鍛一君 私ハ別ニ構ヒマセヌガ……ヲ止メテ

○委員長(伯爵奥平昌恭君) ソレデハ速記〔速記中止〕

ヲ始メテ……

○加藤政之助君 私ハ前回ニ此法律案ヲ見

思ヒマス

ヌカラ、ソレハドウカ御諒承ヲ願ヒタイト

書イテアリマス、前回ノ場合ニ於キマシテハ震災ノ起ツタノハ三月七日デゴザイマシテ、營業收益稅ノ第二期ハ疾ニ濟ンデ、所

得稅ノ第一期、第二期、第三期ガ濟ンデ、

ト、我ミハ法律ノ精神ナリ又ハ取扱ノ手續、之ガ了解シニクイカラ其命令案ヲ出シテ戴キタイト云フコトヲ申シタノデ、所ガ茲ニ命令案ヲ未定稿トシテ、御訂正ニナツタノガ四箇條アル、所ガソレニ第五條ニ「第

一條及第三條ノ震災地ハ命令ヲ以テ定ム」トアル、其命令案ガ僕ノ手ニハ來テ居ナイガ御發シニナツタノデスカ、ナラヌノデス

来上ラナケレバ、ソレヲ強ヒテ御出シヲ願ハウト云フ要求ハ致シマセヌガ、其點ハ非常ニ御斟酌ニナラヌト後デ問題ガ起ルト思ヒマスカラ、ソレダケノ御注意ヲ願ヒマス

○石渡敏一君 私ハ第一條ノ先刻チヨット御話シタ從來ノハ「確カ輕減又ハ免除ス」トアッタノヲ、今度ハ「免除スルコトヲ得」トナタヤウニ思フノデスガ、ソコハドウ云フ達ラ認メラレタノデアルカ、其事ヲ伺ヒマス

○政府委員(小川郷太郎君) ソレハ何方モヘタ次第デアリマス

○石渡敏一君 府縣稅ノ方モ同一ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、ソレモサウ云フ御趣意ナンデゴザイマセウカ

○政府委員(小川郷太郎君) 府縣稅ハ此法律案デハ取扱テ居リマセヌ、唯權利ニ關係スル、資格ナンカニ關係スルモノ、選舉權デアリマストカ、何カノ資格ナンカニ關係スルニ於テハ、地方稅ヲ免減シテモ免減シテ、此法律ガ當然地方稅ヲ免ズル迄ニ

度ノ法律ニハ「輕減又ハ免除スルコトヲ得」ト書イテアリマス、前回ノ場合ニ於キマシテハ震災ノ起ツタノハ三月七日デゴザイマシテ、營業收益稅ノ第二期ハ疾ニ濟ンデ、所

得稅ノ第一期、第二期、第三期ガ濟ンデ、

ト、我ミハ法律ノ精神ナリ又ハ取扱ノ手

續、之ガ了解シニクイカラ其命令案ヲ出シテ戴キタイト云フコトヲ申シタノデ、所ガ

茲ニ命令案ヲ未定稿トシテ、御訂正ニナツタノガ四箇條アル、所ガソレニ第五條ニ「第

一條及第三條ノ震災地ハ命令ヲ以テ定ム」トアル、其命令案ガ僕ノ手ニハ來テ居ナイガ御發シニナツタノデスカ、ナラヌノデス

来上ラナケレバ、ソレヲ強ヒテ御出シヲ願ハウト云フ要求ハ致シマセヌガ、其點ハ非

常ニ御斟酌ニナラヌト後デ問題ガ起ルト思ヒマスカラ、ソレダケノ御注意ヲ願ヒマス

○石渡敏一君 私ハ第一條ノ先刻チヨット御

話シタ從來ノハ「確カ輕減又ハ免除ス」トアッタノヲ、今度ハ「免除スルコトヲ得」トナタヤウニ思フノデスガ、ソコハドウ云フ達ラ認メラレタノデアルカ、其事ヲ伺ヒマス

○政府委員(小川郷太郎君) ソレハ何方モ

ヘタ次第デアリマス

○石渡敏一君 府縣稅ノ方モ同一ニナツテ

居ルヤウデアリマスガ、ソレモサウ云フ御

趣意ナンデゴザイマセウカ

○政府委員(小川郷太郎君) 府縣稅ハ此法

律案デハ取扱テ居リマセヌ、唯權利ニ關係

スル、資格ナンカニ關係スルモノ、選舉權

デアリマストカ、何カノ資格ナンカニ關係

スルニ於テハ、地方稅ヲ免減シテモ免減シテ、此法律ガ當然地方稅ヲ免ズル迄ニ

度ノ法律ニハ「輕減又ハ免除スルコトヲ得」ト書イテアリマス、前回ノ場合ニ於キマシテハ震災ノ起ツタノハ三月七日デゴザイマシテ、營業收益稅ノ第二期ハ疾ニ濟ンデ、所

得稅ノ第一期、第二期、第三期ガ濟ンデ、

ト、我ミハ法律ノ精神ナリ又ハ取扱ノ手

續、之ガ了解シニクイカラ其命令案ヲ出シテ戴キタイト云フコトヲ申シタノデ、所ガ

茲ニ命令案ヲ未定稿トシテ、御訂正ニナツタノガ四箇條アル、所ガソレニ第五條ニ「第

一條及第三條ノ震災地ハ命令ヲ以テ定ム」トアル、其命令案ガ僕ノ手ニハ來テ居ナイガ御發シニナツタノデスカ、ナラヌノデス

来上ラナケレバ、ソレヲ強ヒテ御出シヲ願ハウト云フ要求ハ致シマセヌガ、其點ハ非

常ニ御斟酌ニナラヌト後デ問題ガ起ルト思ヒマスカラ、ソレダケノ御注意ヲ願ヒマス

○石渡敏一君 私ハ第一條ノ先刻チヨット御

話シタ從來ノハ「確カ輕減又ハ免除ス」トアッタノヲ、今度ハ「免除スルコトヲ得」トナタヤウニ思フノデスガ、ソコハドウ云フ達ラ認メラレタノデアルカ、其事ヲ伺ヒマス

○政府委員(小川郷太郎君) ソレハ何方モ

ヘタ次第デアリマス

○石渡敏一君 府縣稅ノ方モ同一ニナツテ

居ルヤウデアリマスガ、ソレモサウ云フ御

趣意ナンデゴザイマセウカ

○政府委員(小川郷太郎君) 府縣稅ハ此法

律案デハ取扱テ居リマセヌ、唯權利ニ關係

スル、資格ナンカニ關係スルモノ、選舉權

デアリマストカ、何カノ資格ナンカニ關係

スルニ於テハ、地方稅ヲ免減シテモ免減シテ、此法律ガ當然地方稅ヲ免ズル迄ニ

デスカ

○加藤政之助君 私モ今御述べニナル通り

ニ、免除スルト云フ項目ガ明瞭デナイノ
デ、ドウ云フモノヲ免除スルト云フ目的デ
此法律ヲ御出シニナルノカ、明瞭ニ御説明
ヲ願ヒタイ

○政府委員(勝正憲君) 御尋ねノ趣旨ニ副

ヒマスカ副ヒマセヌカ分リマセヌガ、一應

御答ヘ申シテ置キマス、此「國際決済銀行ノ

資金及投資竝ニ之ヨリ生ズル收入ニハ一切

ノ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ」ト云フコトニ

規定スル積リデアリマスガ、此本トナル「ヘ

レグ」協定デアリマス、是ハマダ御批准ガ濟

マズニアルノデアリマス、其準備行爲トシ

テ立法ヲシテ置キタイト云フ順序デ今法律

案ガ出來テ居ルノデアリマスガ、扱之ガ

愈々法律ニナレバドノ位ノ効キガアルカト

云フコトヲ考ヘテ見マスト大シタコトハナ

イノデアリマス、國際決済銀行ノ取扱店ガ

日本ニ出來マス、其資金ヲ日本ニ於テ預入

スルコトガアリマス、サウスレバ其預ケ金

ノ利子ガ付ク、其利子ニ付キマシテ第二種

所得稅或ハ資本利子稅ヲ免除スル、或ハ其

債ヲ買入レルトカ云フヤウナコトノアリマ
シタル時ニ、其地方債ノ利子ヲ受取ル際ニ、

第二種所得稅デアルトカ、資本利子稅ヲ取

ラナイト云フ位ナコトガ主ナコトデアリマ
シテ、餘リ大シタコトハナイグラウト思フ

ノデアリマス

○石渡敏一君 サウスマスト若シ國際銀行

ガ利殖ヲ計ル爲ニ日本ノ公債ヲ買入レタ、

サウスルト公債ノ利子ニ付テハ免除シテシ

マウト云フコトニナルノデスカ

○政府委員(勝正憲君) 公債モ日本ノ國債

デゴザイマスレバ國際ノ利子ニハ所得稅ヲ

課セズト云フ法律ガアリマスカラ問題ニナ

リマセヌガ、公債ノ中ニ地方債デアル、地

方債ヲ買入レタ場合ニハ唯今御答辯申上ゲ

マシタ通り、其利子ニ對シテハ所得稅ヲ取

ラスト云フコトト、及び資本利子稅ヲ取ラ

ナイト云フコトニナリマス

○馬場鎌一君 チヨット此今ノ法律ヲ出サ

レタ此協定ノ條文ヲ、チヨット讀ンデ戴キタ

イデスガ、條文ヲ承知シナイノデスカ

ト云フコトナンデアリマス、誤譯トカ何ト

デ此「ヘーベ」協定ガ御裁可ニナルノグラウ

トスウ考ヘテ居ルノデアリマス、從フテアノ

條文ノ譯語ハマダ外務省ノ方カラモ、チヨッ

ト、ツツノ假リニサウ云フヤウニヤッテ居ル

云フコトダケ……

關係ノ條文ハスウ云フ文句デ書イテアリマ

ス、第十條ニナッテ居リマスガ、「締約國ハ

獨逸國ノ支拂ヨリ生スル國際決済銀行ノ資

ヲ免除セラルニ必要ナル措置ヲ各自ノ領

域内ニ於テ執ルヘシ」チヨット是ハ御斷リ申

シテ置キマスガ、此譯文ハマダ實ハ公ケニ

シテマセヌデ居リマスカラ、マアサウ云フ

趣旨ノト云フコトデ書イタノデ、此文字ヲ

此通リニ譯シテ宜イカト云フコトハ樞密院

ニマダ、御諮詢ニ掛ケテアリマセヌデスカ

ラ、唯議會ノ立法權ヲ尊重イタシマシテ、

此條約ノ御裁可ノナイ前ニ、此議會ノ協贊

ヲ求メテ居ルヤウナ次第デアリマス、デ何

レ後ニ樞密院ニ御諮詢ニナリマシテ、ソレ

デ此「ヘーベ」協定ガ御裁可ニナルノグラウ

トスウ考ヘテ居ルノデアリマス、從フテアノ

條文ノ譯語ハマダ外務省ノ方カラモ、チヨッ

ト云フコトナンデアリマス、誤譯トカ何ト

デ此「ヘーベ」協定ト云フノガ出來タノデス、

是デ「ヤング」案ガ國際協定ニ現ハレテ來タ

ノデ、ソレデ、國際決済銀行ノコトハ基ヘ

レグ」協定ノ中ニ規定サレテ居ルノデス、今

ト云フ言葉ハ協定ニハナイノデスカ

○政府委員(小川郷太郎君) ドウ云フノデ

スカ

○馬場鎌一君 今御讀ミニナッタノハ字句

モ確定的ノモノデナイノデスガ、御讀ミニ

ナッタ趣意ノ中ニ「國際決済銀行ノ資金及投

資竝ニ之ヨリ生ズル收入」……竝ニ之ヨリ

生ズル收入」ト云フ文字ハナイノデスネ

○政府委員(小川郷太郎君) サウデス、資

金及投資ガ一切ノ課金ヲ課セラレザルヤウ

措置ヲ執ル、斯ウ云フコトデスカラシテ、

何レ課稅ト云フコトニナレバ、資金及投資

ト云フモノデ、利益ガ出來ルト云フコトヲ

當然考ヘテ居ルデアラウト思ヒマス

○馬場鎌一君 所得稅トカ收益稅ノ關係カ

ラ云ヘバ、サウ云フ問題ガ起ルノデスガ、

今ノ條約ハサウスルト、「資金及投資」ト書

イタノハ資金ソレ自身、例ヘバ財產稅ノヤ

ウナモノヲ豫想シテノ場合ト、ソレヨリ生

ズル收入、即チ收益稅、所得稅ト云フヤウ

ナモノヲ免除スル、斯ウ云フ趣意ト御覽ニ

ナッタ譯デスネ

○政府委員(小川郷太郎君) サウ云フ風ニ

解釋シテ居リマスガネ、資金其モノハ殆ド

賠償金其モノダト思フノデスガネ、ソレヲ

何處カ投資ノ形デ置イタモノト云フモノ

ヲシナイ、斯ウ云フコトガ必要トナッテ來ル

ト思フノデアリマス

○石渡敏一君 私ノハ若シサウ云フ場合ガ

此條約ノ成立スルト否トニ拘ラズ、此事務

ハアルノダカラ其事務ニ付テ、此法律ガ通

過スレバ稅ガカカラナクナルト、斯ウ云フ

立前デ行キマスノナレバ別段ニ異論ヲ挾マ

ナイノデスケレドモ、サウ云フ獨逸カラ拂

フ償金ヲ日本ニ持ツテ來ルニ付テ、何カ稅ノ

カカルヤウナコトガアルデセウカ、ソレハ

當然入ツテ來テ稅モ何モカカラヌト云フヤ

ウニ普通想像サレルノデスガ、其處ハドン

ナモノデセウカ、アレバ私ハモウ別段ニ何

トモ言ハナイノデスケレドモ、ドウデゴザ

イマセウ其處ハ……

○政府委員(小川郷太郎君) 頂金トシテ預

ケ入レルトカ、或ハ銀行手形、大藏省證券

等ニ投資シテ置クト云フヤウナ場合ガアル

限り、此課稅ノ問題ハ起ツテ來ルデアラウト

思ヒマス

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 速記ヲ止メ

テ……

〔速記中止〕

○委員長(伯爵奥平昌恭君) ソレデハ是ヨリ速記ヲ開始イクシマス、國際決済銀行ニ租稅等ヲ課セザルコトニ關スル法律案、是

ニ付テノ御質問ハゴザイマセヌカ

○加藤政之助君 アリマセヌ

○委員長(伯爵奥平昌恭君) ソレデハモウ

御意見ノアル方ハ御意見ヲ承ハッテ決シタ

イト思ヒマス、國際決済銀行ノ方ヲ先ニ決

メマセウ

〔「原案贊成」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵奥平昌恭君) ソレカラ次ハ

震災被害者ニ對スル租稅減免猶豫等ニ關スル法律案

○馬場鍊一君 私ハ原案ニ贊成スル者デア

リマスガ、ソレニ付テ希望ヲ述べマシテ、

政府ノ御答辯ヲ得テハッキリ贊成シタイト

思ヒマス、此法案ニハ前回ノ奥丹後ノ震災

ノ場合ニ於ケル法律ニアル租稅徵收猶豫ト

云フコトノ規定ガナインデアリマス、其規

定ヲ置カレナカッタコトニ付テハ、相當ノ理

由モアルモノト考ヘマスガ、併ナガラ尙ホ

相續稅等ニ付テ、其他ノ租稅ニ付テモアラ

ウト思ヒマスガ、可ナリ納稅者ノ中ニハ實

際ノ事情氣ノ毒ノ者モアルヤウニ思ハレル

ノデアリマス、就テハ實際稅務署ガ租稅ヲ

徵收スル場合ニ、出來ルダケ事情ヲ斟酌シ

テ、適宜ノ措置ヲ執ルヤウニ御考慮ヲ願ヒ

タイノデアリマス、此希望ニ付テ政府ノ御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御